指定給水装置工事事業者に登録された皆様へ

－ 吉川市水道事業よりお知らせ －

① 給水装置工事の設計・計画について

吉川市給水装置設計基準、各法令、吉川市給水条例及び吉川市水道給水条例施行規程に準じて、給水装置工事の設計・計画を行って下さい。

なお、１日に立会いできる工事件数は限られております。給水管取出しの立ち合いについては１週間前までに調整を行って下さい。

② 給水装置工事申請書の受付について

給水装置工事申請書の受付は午前中となっております。申請受付や埋設管調査のご案内によって窓口が混雑する場合がございますので、時間には余裕を持ってお越しください。

③ 指定給水装置工事事業者の更新について

指定給水装置工事事業者は５年ごとの更新が必要です。対象については、年度初めに市ホームページでお知らせし、各事業者へは、更新年の７月頃に更新手続きの日程等を個別にお知らせいたしますので、ご協力をお願いいたします。

④ 石綿管周りの埋め戻しについて

給水管の埋設の際に石綿管の周辺を掘削した場合には、管上３０ｃｍまでは再生砂を使用して下さい。配水管がその他の管種の場合は管上３０ｃｍまでは山砂又は川砂を使用して下さい。

⑤ 埋設シートの設置位置について

給水管埋設時に設置する埋設シートについては、管上３０ｃｍの位置に設置して下さい。

⑥ 私道の埋め戻しについて

私道の埋め戻しについては管上３０ｃｍまでは山砂を使用し、その他組成については、現状と同じ組成にて埋め戻しを行って下さい。

⑦ 吉川市の特性

吉川市は江戸川と中川に挟まれた低い土地であることから、掘削時に湧水が出てくることが多々あります。そのため、施工時にはポンプを複数台準備するなど、対策を検討してください。

⑧　給水管取出し位置の離隔について

給水管の取出しにあたっては、他の給水管などから、下記のとおり離隔を確保して施工してください。

サドル分水栓	取水口から　３０ｃｍ以上
割Ｔ字管	端面から　　６０ｃｍ以上
仕切弁、消火栓、その他の継手部	端面から　１００ｃｍ以上

⑨　各管理者への占用の受付について

道路管理者（吉川市道路公園課）への道路占用申請（市道）には、水道課の受付番号が必要となります。そのため、水道課へ給水装置工事を申請したうえで、道路占用の申請を行って下さい。

また、河川の占用（国、県）、県道の占用については、水道課より各管理者へ占用申請を行います。そのため、事前に必要添付資料を水道課へ提出し、給水装置工事の申請を行って下さい。なお、河川占用、県道占用については、占用許可が下りるまでに時間を要します。工期には余裕を持って申請して下さい。



問い合わせ先
吉川市水道事業　施設担当
TEL　０４８－９８２－７７１１
FAX　０４８－９８４－１１１１